

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の扶養手当に関する規則

〔平成19年1月17日
大阪府後期高齢者医療広域連合規則第12号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第13号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、職員の扶養手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出)

第2条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないとき、及び扶養親族でない配偶者があるときは、その旨を含む。）を広域連合長が定めるところにより任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（条例第12条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 条例第12条第2項第2号から第5号までの扶養親族（以下「扶養親族たる子、父母等」という。）がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

(認定)

第3条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があったときは、当該扶養親族が条例第12条第2項に定める要件を備えているかどうか、又は配偶者のない旨等を確認して認定しなければならない。

2 任命権者が前項の認定を行うに当たっては、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。

- (1) 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者
- (2) その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額130万円程度以上である者
- (3) 身体又は精神に著しい障害のある者の場合は前2号によるほか、終身労務に服することができない程度でない者

3 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。

4 任命権者は、前3項の認定を行うときその他必要と認めるときは、扶養事実等を証明するに足りる証拠書類の提出を求めることができる。

(支給の始期及び終期)

第4条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に第2条第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の1日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を支給されている職員の扶養親族で同条の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の1日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当は、これを支給されている職員に更に第2条第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を支給されている職員の扶養親族で同条の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を支給されている職員について同条第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るもののうち15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の1日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を支給されている職員に更に第2条第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を支給されている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員については当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同条第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。